

第2節 省エネ施策の推進

1 県民の省エネ活動による低炭素化の推進

(1) 地球温暖化対策の普及啓発【環境政策課】

① 地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進

温室効果ガスの排出を抑制し、削減目標を達成するため、県では、平成18年3月に本県における地球温暖化対策に関する普及・広報の拠点となる「福井県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「温暖化防止センター」という。）として、NPO法人エコプランふくいを指定し、以後連携して地球温暖化対策の普及啓発を行っています。

特に、県民、事業者がそれぞれの日常生活や事業活動において、身近な省エネ活動などの取組みを実行することが重要であるため、平成18年6月からは、日常生活（Life）、事業活動（Office）、自動車利用（Vehicle）、環境教育（Education）の分野において、地球温暖化防止活動の輪を広げようと、温暖化防止センターとともに、地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」を県民、消費者、教育、商工、運輸、エネルギー、林業関係の各団体等の協力をいただきながら推進しています。

家庭や事業所の皆さんが、身近なエコ活動に取り組むことを宣言する「わが家・わが社のエコ宣言」を推進し、平成24年度末現在で61,470家庭、5,462事業所に参加していただいています。

また、実践的な省エネ活動の普及促進を図るため、平成23年度から平成24年度は節電をテーマとしたキャンペーンやコンテスト等を実施、平成25年度は季節毎にテーマを設定し省エネルギー運動を実施しています。また、県内各地で開催されるイベント等にも出向し地球温暖化防止を呼びかけています。

■ 自動車走行距離削減運動

「トリオでレッツトライ！」（H24）

- いいね！節電ライフコンテスト（H24）
- 灯かりで明るい未来キャンペーン（H25）
- 春、秋の取組み「エコドライブの推進」（H25）
- 夏、冬の取組み「省エネ、節電の推進」（H25）

など

LOVE・アース・ふくい

Life	日常生活
Office	事業活動
Vehicle	自動車利用
Education	環境教育

の分野において、温室効果ガス削減に向けた活動の輪を広げる県民運動として「LOVE・アース・ふくい」を展開します。

② ロゴマークの活用

地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進にあたり、政府の進める「チーム・マイナス6%（現：チャレンジ25キャンペーン）」と連携し、県の地域ブランドである恐竜骨格を活用して、ロゴマークを作成しました。

地球温暖化ストップ県民運動を広く普及するため、環境協定締結事業所やアースサポーター、マスメディア等と連携し、民間企業、行政機関の広告やホームページなどでロゴマークを活用しています。

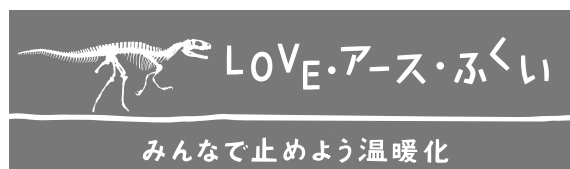


図2-2-1 「LOVE・アース・ふくい」ロゴマーク

③ 地域における温暖化防止活動 アースサポーター

県では、地域や家庭において地球温暖化防止に向けた取組みを推進する「アースサポーター」（地球温暖化防止活動推進員）を委嘱しており、計56名のアースサポーターが各地域で自らが率先して地球温暖化防止の取組みを実践するとともに、地球温暖化に関する情報提供や意識啓発、地域での活動の推進などを行っています。

- アースサポーター講師派遣事業
- エコライフ診断
- 環境家計簿の普及 など

(2) 省エネルギー対策の推進

①「クールビズ」の推進

県では、地球温暖化防止に向けた取組みとして、平成11年度から関西広域機構^{*1}（現：関西広域連合）と連携し、夏季の適正冷房（28℃）の徹底と軽装での勤務「夏のエコスタイル」を推進しています。

関西広域機構から発信された取組みについては、平成17年度から「クールビズ」として、全国に展開しており、夏のビジネススタイルとして、軽装勤務の認知度が高まっています。

県では、この取組みを一層推進するため、5月20日から9月30日までを実施期間とし、率先して取り組みました。

平成23年度以降は東日本大震災に伴い、全国的にエネルギー使用の一層の節減が強く求められていることから、期間を拡大して実施しました。

また、クールビズとともに県庁舎の一面において、グリーンカーテンを実施し、日差しを遮り室内温度を下げる工夫を行いました。

②ウォームビズの推進

県では、地球温暖化防止に向けた取組みとして、過度な暖房を控えながらも快適に過ごす「ウォーム

ビズ」を推進しています。

実施期間は12月1日から3月31日までとし、暖房時の室温を20℃とすることや、重ね着やひざかけの活用などによる温度調整を推奨し、過度な暖房を控えたスマートなビジネススタイル・ライフスタイルの実践を呼びかけています。

冬の省エネ対策を一層推進するため、県庁舎では、暖房の設定温度を18℃とし、率先して取り組んでいます。

③環境対応住宅【建築住宅課】

住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減することを目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、「劣化対策」「省エネ性能」などの基準を満たす住宅の建築計画および維持保全計画の認定を行っています。

また、都市の低炭素化の促進を図ることを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素化のための建築物の新築等に対する計画の認定を行っています。

2 自動車・交通対策による省エネ活動の推進

(1) クルマに頼り過ぎない社会づくりの推進

【交通まちづくり課】

本県は、マイカーの一世帯当たり保有台数は、平成25年3月末現在1.77台で、全国1位の車依存県です。

このため県では、平成20年度から、過度な車利用を控え、公共交通機関や自転車等を利用するカー・セーブ運動を推進しています。

この運動を県民一人ひとりに参加してもらう県民運動へ拡大するため、行政、交通事業者、各界の代表団体で構成する「クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議」を設立し、社会全体で取り組むアクションプランを策定しました。アクションプランでは、「不必要なクルマ利用をやめる」、「クルマを皆で使う」、「新時代にふさわしい社会へ」の3つの

観点での取組みを進めることとしています。



カー・セーブ運動の啓発活動

^{*1} 関西広域機構(現：関西広域連合)：本県を含む関西の2府8県4政令市（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、鳥取県、京都市、大阪市、神戸市、堺市）および経済団体で構成する日本の行政機構の一つ。救急医療の連携や防災等の府県域を越えた行政課題に取り組むこと等を目的として、関西の7府県が地方自治法の規定に基づいて設立しました。平成11年度からは環境分野における交流連携を推進しています。

カー・セーブ運動を積極的に推進するため、10月を推進月間として集中的に広報活動を展開するとともに、県内各地の環境や交通などのイベントにブースを出展し、より県民に見える形でクルマに頼り過ぎない生活スタイルのPRを行っています。併せて、複数人で乗車できるおもしろ自転車の試乗会や貸出し、自転車の無料修理・点検会も実施しています。

平成25年11月現在、カー・セーブ運動には、221の企業・団体に参加いただいております。参加者のうち対象者には、運賃が最大半額になる参加証を発行して、公共交通機関の利用促進を図っています。

また、短距離の車利用を抑制するため「福井バイコロジスト」宣言による「自転車で3キロ運動」を推進しています。パーク&ライドについては、駅やバス停に併設する駐車場等の整備を支援するとともに、県施設等の駐車場を活用したパーク&サイクルライドも実施しています。

さらに、環境に優しく、新しい移動手段として超小型電気自動車を導入し、イベント等での試乗や展示により、普及促進を図っています。

また、県内の電車・バスのダイヤや運賃、運行ルート等が、パソコンや携帯電話から簡単に検索できるWebサイト「ばす・でんしゃナビふくい」を運用し、公共交通機関の利用促進に役立てています。



超小型電気自動車の試乗

(2) パークアンドライド渋滞対策モデル事業

【道路保全課】

渋滞緩和のため、県では交差点改良や道路の拡幅などの対策を実施していますが、住宅密集地における用地の確保が難しくなるなど、これまでの対策の実施が困難な状況になっています。

また地球温暖化対策への意識の高まりから、公共交通機関への転換を促し、自動車に頼り過ぎない交通対策の推進も重要となっています。

このため県では道路の渋滞緩和とともに公共交通機関（鉄道）の活性化、自動車の排気ガスや騒音などの環境負荷の軽減を図るため、モデルケースとして、福井市街地へアクセスする鉄道駅周辺の県管理道路にパークアンドライド型の駐車場を設置しています。

【参考】

平成16年4月1日供用開始

- ・福井鉄道福武線 浅水駅前駐車場（42台）
- ・えちぜん鉄道三国芦原線 西長田駅駐車場（100台）

平成16年10月1日供用開始

- ・福井鉄道福武線 水落駅前駐車場（80台）

平成17年4月1日供用開始

- ・えちぜん鉄道勝山永平寺線 永平寺口駅駐車場（65台）

平成22年3月25日供用開始

- ・福井鉄道福武線 北府駅駐車場（63台）



県営パーク&ライド駐車場（北府駅駐車場）

『冬こそパーク&ライド』

パーク&ライド駐車場およびアクセス道路の除雪を始発電車に合わせて優先的に実施します。

降雪期の市街地渋滞を減らし、環境にも優しいパーク&ライドを始めてみませんか。

(3) 低公害車の導入促進【環境政策課】

自動車は、私たちの経済活動や豊かな暮らしを支えている一方で、排出ガスによる大気汚染、燃料消費に伴う二酸化炭素の排出による地球温暖化など、環境に大きな影響を与えています。このため、燃料消費性能や排出ガス性能にすぐれた環境負荷の少ない低公害車の普及促進を図る必要があります。

県では、公用車の低公害車への切り替えを率先して行っており、福井県庁グリーン購入推進方針（後述）に基づき、車両区分ごとの排出ガス基準に適合し、車両重量区分ごとの燃費基準値を満たした車両を購入するとともに、市町に対しても低公害車の導入を呼びかけています。

また、環境性能が高く、通常車両より価格差があるハイブリッド自動車・電気自動車を対象に、平成15年10月から、県民・事業者の低公害車（ハイブリッド自動車・電気自動車）購入費の一部を市町と協力して補助してきました。平成15年度は6市町が補助制度を実施し、計120台分を補助、平成16年度は、天然ガス自動車を対象に加え、11市町村が補助制度を実施し、計300台分を補助しました。平成17年度は、使用過程車の低公害車への改造を対象に加え、10市町が補助制度を実施し、計262台分を補助しました。平成18年度は、10市町が補助制度を実施し、計368台を補助したことにより、4年間の合計では1,050台の補助を行ったことになります。こうした購入時の補助金や自動車税等の優遇税制の後押しもあり、県内の低公害車の保有台数は年々増えています。

(4) 次世代(省エネ)自動車導入推進プロジェクト

【環境政策課】

自動車使用が多い本県においては、CO₂排出量が少ない電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）などの次世代自動車の普及を図り、自動車自体からのCO₂を削減することが必要です。

① EV・PHVタウン構想

平成21年3月、本県は経済産業省から「EV・PHVタウン」に選定されました。「EV・PHVタウン」とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）の本格普及に向け、地域性にあった普及策を検討し、今後積極的に推進していく地域のことです。

全国で、18都府県が選定されています。

② 率先導入

県では、EV・PHVの普及推進を先導的に行うため、平成21年度にアイミーブ5台とPHV1台、平成23年度にリーフ3台、平成24年度にアイミーブ1台を率先導入しました。現在、これらの自動車は、公用車として活用しているほか、イベントや環境学習などにも活用しています。

③ 充電設備の計画的な整備

ア 充電設備の整備

EV利用者が、電池切れの不安なく走行できるよう、平成22年度にはフェアモール福井（福井市）、越前おおのまちなか交流センター（大野市）の2か所に、平成23年度には㈱ホームセンターみつわ武生店（越前市）、㈱日光モーター（敦賀市）の2か所に急速充電設備を整備しました。

また、平成23年度に、買い物や観光等の時間を活用した「目的地充電」用として、店舗やホテル、旅館、観光施設などを対象に、充電設備を無料で開放する店舗を募集し、整備に係る経費を補助することで、31基の普通充電設備を整備しました。

イ 充電設備の整備促進

福井県では、県内の充電インフラ整備を加速し、電気自動車等の一層の普及促進と利便性向上を図るため、平成25年7月8日に、「福井県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン（以下、ビジョンという）」を策定しました。

本ビジョンは、充電器が効果的に設置されるよう、設置者となる方々に本県の考え方等を示すものであり、本ビジョンの要件を満たせば、公共性を有する充電設備を設置する場合に、経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業（平成24年度補正予算）」において、充電器購入費と工事費に3分の2の補助を受けることができます。

平成25年12月末現在、33基のビジョン適合申請があり、今後も、本事業を活用した充電設備の設置促進に努め、県内をEV・PHVで安全に安心して運転できる環境をつくることを目指します。

④観光ツアーによるEVの普及

平成24年度に、より多くの県民にEVの運転性能・環境性能を実感してもらうことを目的として、「EV体験ツアーモデル事業」を実施しました。3回のツアー（夏ツアー、県大生の考えたツアー、秋・冬ツアー）で、計6コースを募集し、31組74名が参加しました。

⑤レンタカー補助によるEV・PHVの普及

平成25年度は、県民に次世代自動車に身近に触れる機会を提供するため、県民参加型のイベントにおいて、次世代自動車のレンタカーを活用する団体等に、その借上げに係る費用の一部を補助しました。イベント等で、車両展示や先導車として活用されたほか、EVの電力を用いた「LED燈籠」の点灯などに活用されました。



EV電力を活用した「揺らぎLED燈籠」（永平寺大燈籠ながし）

(5)クルマの適正利用の推進【環境政策課】

本県は自家用乗用車の1世帯当たりの保有台数が全国1位であり、地球温暖化対策を進める上で自動車からの二酸化炭素の排出量削減は重要です。

県では、平成20年から財団法人自動車検査登録情報協会の車検データを入手し、自動車の走行距離を調査しています。平成24年の車検データによると、本県の自家用乗用車1台当たりの年間走行距離は約10,423kmで、平成20年の年間平均走行距離から1.7%増加、平成22年比で0.7%増加しています。この結果は全国平均の9,300km（H18年度）よりも約12.1%多い結果となっています。

(6)エコドライブの推進【環境政策課】

燃費基準が厳しくなったことで、販売されている自動車の燃費が向上している一方、自家用自動車か

らの二酸化炭素排出量は、基準年に比べ依然増加状態にあります。

そこで、自動車利用時の省エネ活動であるエコドライブについて、国のエコドライブ普及連絡会が策定した「エコドライブ10のすすめ」の周知、イベントやガソリンスタンドと連携した普及活動により、エコドライブの普及を図っています。

また、環境協定締結事業所である一般社団法人日本自動車連盟福井支部（JAF）と連携し、「エコドライブ普及啓発イベント」を開催するなどして推進しています。

図2-2-2 エコドライブ10のススメ



(7) みどりの自転車パワーアップ事業

【環境政策課】

県では、過度に車に依存している本県の実情を踏まえ、平成21年度から市町と一体となって自動車利用を減らし、公共交通機関や自転車への転換を促すなど、自動車に頼りすぎない環境負荷の少ない交通対策を推進しています。この一環として、県民から提供のあった不用自転車を修理・整備した後に再活用する「みどりの自転車活用運動」を平成21年度から実施しており、平成22年度からは「みどりの自転車パワーアップ事業」として、多くの県民と観光客が集うＪＲ福井駅周辺に無料レンタサイクル拠点的の設置を進め、ＪＲ福井駅西口に設置されている「福井市まちなか案内所」に「みどりの自転車まちなかステーション」を併設し、みどりの自転車を53台配備しています。



みどりの自転車まちなかステーション

(8) グリーン経営認証の取得促進【環境政策課】

事業者が保有する自動車からの排気ガスの抑制や、燃費改善による二酸化炭素の排出量削減など、環境に配慮した経営に取り組む「グリーン経営認証（交通エコロジー・モビリティ財団が認証）」の取得を推進しています。

この認証を受けた事業者による二酸化炭素の排出削減量は、年間で約39万4千tと推計されており、燃費についても、トラック事業者の場合、全国平均より約29.7%向上しているなど、燃料消費量の減少による二酸化炭素の排出抑制が実現しています。県

では、平成18年度から平成20年度までの3年間に、トラック・バス・タクシー事業者に対し、認証取得への支援を行い、平成20年度末までに、50事業所に対して補助しました。

今後も、事業者における環境保全意識の高まりとともに、地球温暖化の防止につながっていくことを期待します。

表2-2-3 福井県内の認証事業者数
(平成26年1月末現在)

トラック事業者	52事業所
バス事業者	9事業所
タクシー事業者	7事業所

(9) 福井都市圏総合都市交通体系調査結果の活用

【都市計画課】

自動車は近年、運転免許保有人口の増加や自動車保有台数の増加、居住範囲の拡大等に伴い、通勤その他の日常生活における自動車への依存が高まっています。一方で、エネルギーや地球環境への問題の一因にもなります。

このため、交通手段や都市構造も省エネルギー型を志向していく必要があり、自動車利用の抑制と公共交通機関、徒歩および自転車等の利用促進につながる都市構造が求められています。

平成17、18年度に実施した福井都市圏総合都市交通体系調査において、嶺北地域の約6万人を対象に、人が「いつ、どこからどこへ、何を利用して、どのような目的で移動したのか」をアンケートで調査しました。その結果、「福井都市圏の自動車分担率*1は金沢都市圏や富山高岡都市圏よりも高いこと」や、「市町間の移動が増え、広域的な移動が増加していること」など都市交通の現状について問題点・課題が明確になりました。

福井都市圏総合都市交通体系調査データは、すべての交通手段による人の行動を総合的に把握していること、年齢や自動車保有などの個人・世帯属性を把握していることなどの特徴があり、環境面も含めた総合的な交通計画へ活用されています。

*1 自動車分担率：全交通手段のトリップ(人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位)数に対して、自動車によるトリップ数の占める割合を自動車分担率といいます。